

## 街路と英烈

——1946年の北京における「記憶の場」の形成とその現在——

遊 佐 徹

### 1、3本の「抗日英烈路」

北京でオリンピックが開催された 2008 年は、また、鄧小平によって主導された改革開放政策が開始されて 30 年目の節目の年でもあった。つまり、文革の終結からも 30 年以上、その発動からは 40 年以上の歳月が流れたのである。かつては街角の至るところで文革の痕跡を目にしたものであったが、急速に再開発の進んだ小ギレイかつ空疎な街並みからは、そうした経験を想像することさえできないかもしれない。

私が北京大学で留学生活を送っていた 20 年前には、文革は、人、もの、事物のすべての面においてまだ生々しい「歴史」であった。その生々しさを象徴する出来事に文革期に変更された名称の回復事業がある。当時購読していた夕刊紙『北京晩報』にもたびたび施設名、商店名、街路名等の「原名回復」記事が載っていた。

それらのなかのひとつに、西城区のある街路に関し、すでに 1984 年に「趙登禹路」の原名に復す措置がとられたのにいまだに文革中に付けられた「白塔寺東街」の呼称が罷り通っているのは問題である、との内容の短い記事（本記事の内容に関しては記憶に基づく）があった。「白塔寺東街」の「白塔寺」とは、北京市の旧内城区域の北西部、現在の魯迅博物館の程近くに伽藍を構える古刹、妙応寺内に聳えるラマ教式の白い塔に由来する該刹の通称である。現在のように高層ビルが林立する以前の当時、北京大学より阜成門経由で北京市の中心部に向かう私達にとって、灰褐色の家並みから白く抜け出た異形の塔は一種のランドマークのような存在であり、それがゆえに、同種の原名回復記事のなかでもこの記事が特に気になったのだった。

記事を読み終えた私は、早速検証に取り掛かってみた。確かに宿舍の壁面に貼り付けている大判の 1988 年版の『北京市区図』（中国地図出版社）では「趙登禹路」に改まっていたものの、日頃外出時に利用し重宝している『北京市乗車指南』（1985 年）<sup>(1)</sup>や『北京市街巷名称録』（1986 年）<sup>(2)</sup>等では「白塔寺東街」のままだった。しかも『北京市街巷名称録』では備注欄に「原名趙登禹路」との記載まである。『北京晩報』の記者の憂慮は、いともたやすく確認されたのだった。

その時の私は、「趙登禹路」を巡る問題を単なる「拔乱反正」政策下の 1 エピソードと

して理解するに止まり、それ以上深く追求することはなかったのだが、のちに、「趙登禹路」の趙登禹が、日中全面戦争勃発時の北京（当時、首都は南京に置かれていたので正確には「北平」と表記すべきであるが、以下の記述においても固有名詞を除き、誤解の生じる可能性がない限り「北平」も「北京」と表記する）防衛戦において壮烈な戦死を遂げた「抗日英烈」の名前であること、さらには、趙登禹以外にも2名の「抗日英烈」の名前、すなわち張自忠、佟麟閣が北京の街路名として用いられていることを知るに及んで、私の「趙登禹路」に対する興味は再び甦ることとなった。

直接のきっかけは、北京の街路名の命名法・意味・分類・変遷について総合的に考察を加えた張清常氏の『北京街巷名称史話』(3)を手に入れたことだった。該書によって、「趙登禹路」、「張自忠路」、「佟麟閣路」の3路は抗日戦争勝利後の1946年に国民党政府により一括して命名されたこと、また、「趙登禹路」は文革期に「立新路」、「中華路」と名を変え、「白塔寺東街」と称するようになったのは、文革後半の1971年のことであること、そして、「張自忠路」、「佟麟閣路」も文革期には「趙登禹路」同様、それぞれ「工農兵東大街」、「四新路」に改名され、やはり同様に1984年に原名に復したことなどを教えられたのである。すなわち、「趙登禹路」とは、激動の中国現代史のなかで数度に渡り政治的に変更が繰り返されてきた街路名であった(4)のであり、少なくともその要因の一端は我が日本が産み出したものであったということが確認されたのである。

ここに至って、私の関心は、北京の街路、街路名の政治性、とりわけそもそも「趙登禹路」が誕生することになった理由の詳細とその命名の過程の解明へと向かうことになった。以下の記述は、その解明のために進めた作業の記録である。その作業は、当然、他の2本の「抗日英烈路」すなわち、「張自忠路」と「佟麟閣路」も同時に視野に入れつつ進められた。

## 2、「記憶の場」としての「抗日英烈路」

街路名を「記憶の場」の形成過程を解き明かすための有効な資料と見なしたダニエル・ミロ氏は、その研究方法として従来の単なる名称の収集・分類を超えた、それを「作り出し、利用し、また無視した社会についてさらに問う」姿勢の重要性を指摘し、近代以降のフランス諸都市の街路名の分析を通じてフランス国民の「記憶」の作られ方、そこに働く政治的戦略とその限界を明らかにした(5)。「趙登禹路」を始めとする「抗日英烈路」に対する私の興味も、北京の「記憶の場」の形成過程を探る旅となったのである。

1946年に新たな名前を与えられたこの3本の「抗日英烈路」が担う「記憶」が抗日戦争の歴史とその勝利であることについては疑問を差し挟む余地はない。それゆえ、取り組むべきは、当局が街路名に「記憶」を担わせた理由、あまたいる「抗日英烈」のなかから3

名が選択された理由、さらにその街路が改名対象として選択された理由——ミロ氏の「研究方法」における「街路名をつくり出し、利用した社会」——を解明する作業ということになる。その作業を進めるうえで心強い手助けとなったのが、孫洪権氏の「張自忠佟麟閣趙登禹三路命名経過」(6)という一文であった。該文は、短文ながらも北京市檔案館所蔵の檔案資料を利用して3路の命名過程を検証したもので、命名の発議から命名事業の完成に至る具体的経過、および種々の新事実と要修正点を教えてくれるものとなった。孫氏の検証をそれに必要に応じて民国期の北京のクロニクルである趙庚奇著『民国北平歴史』(7)に載る情報を加えつつまとめると次のようになった。

- ① 3路の命名を最初に提案したのは、当時、国民政府軍事委員会副委員長の職にあった馮玉祥であり、それは1946年6月のことであった。
- ② その提案は、同年8月に北平市臨時参議会において審議され、南溝沿に趙登禹の、北溝沿に佟麟閣の、鉄獅子胡同に張自忠の名を与えることが建議された。
- ③ この建議は、翌月熊斌北平市長の批准を受け、実施が決定された。したがって、3路の命名は、正確には国民党政府によってではなく、北平市政府によって実施されたことになる。
- ④ その後、さらに臨時参議会の2度の決議を経て、翌1947年の3月31日に何思源北平市長の事業実施命令が下り事業の完成を見た。ただし、実際の事業は、臨時参議会の意向、決議とは異なり、北溝沿を趙登禹路に、南溝沿を佟麟閣路に改称する形で実施された。なお、鉄獅子胡同の張自忠路への改称には変更はなかった。

馮玉祥の提案の実際については檔案自体が失われてしまっているため知ることはできないが、③に関して熊斌市長から参議会の議長、副議長に宛てて送られた書簡が「囑將趙登禹、佟麟閣、張自忠三先烈、列入本市街道名称、冀作永久紀念。事關表彰忠烈、自忠照弁。」と述べ、また、1946年10月24日の参議会の決議にも「本市卑俗街巷名称、改易有關抗戰或建国人物事件名称案、函送市政府参考。」とあり、これによって、3路の改名が、「街巷名称」の「改易」を通じて「抗戰」に身を捧げた「忠烈」を「表彰」という明確な意図と政治的判断、手続きに基づいて実施された事業であったことが改めて確認できたのであった。さらに、事業の提案者が判明したことで、3名の選択が、単に北京の防衛に奮戦した将官であった——北京に縁のある「抗日英烈」であったこと以上に、いずれも馮玉祥の配下で活躍した経歴を有していたことを判断材料に進められたものであったことが判ったのであった。

以上のことから、先に解明すべき「理由」として提示した3点のうち少なくとも2点、すなわち、当局が街路名に「記憶」を担わせた理由、「抗日英烈」のなかから3名が選択された理由、については、その内容が随分明白になった。

さらにこれに付け加えるべき情報として、上述のような街路の命名行為を「記憶の場」

の形成に利用する試みが、中国の諸都市においてもすでに経験済みの事業、政策であったという事実がある。その最も典型的かつ判り易い事例として、近現代の上海におけるそれを挙げることができるだろう。近現代の上海は、北京に比べより頻繁に街路名が変更されてきた歴史を持つ。それは、租界の設置と整備・拡充、中華民国の成立、日中戦争、太平洋戦争による日本軍の占領、汪兆銘政権の成立、第2次世界大戦終了後の国民党政権期、中華人民共和国の成立といったたび重なる支配者や政権の変化によってもたらされたものであった。まさにそれは「さまざまな背景を持つ為政者たちが、道路の命名権を駆使して自らの影響力を誇示し、敵対勢力の影響力を弱め、消し去ろうと努め」(8)続けた歴史である。北京における「抗日英烈路」誕生の背景にこうした歴史と経験（もちろん、この場合は第2次世界大戦終了以前のそれである）の蓄積があったであろうことは間違いない。

### 3、「張自忠路」(写真1)

さて、残るは、1946年の「抗日英烈路」命名事業の実施に当たり改名対象となった街路が選択された理由の解明となった。

前節において孫洪権氏の文章を利用して確認したとおり、3路の命名は、既存の南溝沿、北溝沿、鉄獅子胡同を改名することをもって進められた。このことは先に引いた張清常氏の『北京街巷名称史話』にも語られていたことであるし、さらに、北京の地名に関する総録、歴史事典である『中華人民共和国 地名詞典 北京市』(9)や『北京地名典』(10)によっても確認できたことでもある。しかし、南溝沿以下の3路が改名の対象街路とされた経緯、理由については孫氏の文章に指摘はない。また、もう1篇の3路の命名を題材にする文章である張恵岐氏の「抗日英烈命名的三条路」(11)もやはり対象街路選択の理由については触れることがない。たとえ1946年10月24日の北平市臨時参議会の決議にいう「本市卑俗街巷名称、改易有関抗戦或建国人物事件名称」にその理由を見るにしても、南溝沿等の名称が「卑俗」であるか否かはさて置き、他の多くの「卑俗」な名称を持つ街路のなかからそれら3路が選択/利用された理由については答えを得ることができなかったのである。

確かに、ミロ氏の研究が示すように、近代以降のフランスの事例の如く、街路の命名が「記憶の場」の形成に利用される際、その命名は基本的に恣意的なもので、街路自体と新名称との間にとりたてて有機的な関係性の存在は意識されることも必要とされることもない(12)のかもしれない。また、W. ベンヤミンの都市論に見出すことができるように、そもそも都市における街路名の存在意義、重要性とは、「名の指ししめす現実的な対象、つまり物理的な街路ではなく、言葉としての名そのものの感覚的な印象、あるいはそれが喚起する視覚的ないし音声的イメージにほかならない」(13)という点にこそ見て取るべきものであって、近代都市を「遊歩」しつつみずからのものにしてゆく人々の立場に立って考える時、

街路は名付けられている／名付けられていたことが重要で、物理的な街路自体の存在は副次的な存在に墮してしまうような関係にあるのかもしれない。

ミロ、ベンヤミン両者の見解には一定の説得力があるといえる。しかし、それでも私がこの理由の解明にこだわったのは、私自身が張自忠に関してある趣味的な知識を持っていたからだった。

一定規模の北京地図を開いて、その中心部に鎮座する故宮を目印に視線を西に移動させて中南海のエリアを越えると、そこに「張自忠故居」のマークを見付けることができるだろう。それこそ街路名で示せば、西長安街と西安門大街を南北に結ぶ府右街の北段にそれは位置する(14)。私もそこを実際に訪れたことがあった。現在、張自忠小学校の敷地内に保存される故居は、一般参観者には公開されていないものの、当局より愛国主義教育基地の認定を受けていることもあって、校門越しの目にも至極立派に見えたものである。素直に考えるのであれば、この故居が面する府右街こそが「張自忠路」の名に最もふさわしい街路であるといえる。もっとも、故居が「文物保护单位」として史跡化されるのは1989年のこと(15)なので、「張自忠路」の命名が施された1946年当時には故居はまだ意識されることがなかったのだと理解することもできるかもしれない。しかし、1948年には故居は彼の遺子達によって「自忠小学校」として利用され始め(16)ており、その存在は当時も決して埋没していたわけではなかったと考えられる。つまりいうなれば、1946年、張自忠の記憶は北京において故居と街路のふたつに増幅、もしくは引き裂かれることになったのである。このように考えてきた時、やはり、鉄獅子胡同が「張自忠路」に改名されることになった積極的理由の存在を疑い、その内容を知りたくなつたのである。

実は、こうして「張自忠路」に特化した疑問を抱いたことが、懸案の解決への道筋を指し示してくれることに繋がつたのである。具体的にいうと、視点を変えて、鉄獅子胡同に注目することで、「張自忠路」の、ひいては3本の「抗日英烈路」の命名に関わる残された謎が解けることになったのである。

1990年代以降、北京の再開発事業が活発化し、それとあたかも呼応するかのように懐旧談を中心とした北京掌故モノの出版が一種のブームとなった。そのなかの1冊、李雲編著『北京街巷胡同漫談』(17)に載せられた鉄獅子胡同の歴史を語る記述によって、鉄獅子胡同＝「張自忠路」の謎が解明されることになったのである。

該書の「鉄獅子胡同」の項の記述内容は大略次のようなものであった。

鉄獅子胡同は、胡同内に一對の鉄製の獅子があったことによって名を得た明代以来の歴史を持つ街路である。清代には、その東端に広大な敷地を有す王府が置かれ、それはやがて民国にはいと海軍司令部として利用され、さらに段祺瑞の臨時執政府へと転用されてゆくことになった。かの三・一八惨案が起つたのもこの執政府前においてである。そして、抗日戦争期、旧執政府は日本侵略軍の司令部となり、司令官岡村寧次もここに

居住した。抗日戦争勝利後の1946年、北平市政府は、愛国将軍張自忠を記念するため、鉄獅子胡同を張自忠路に改名することに決した……。

以下で改めて確認するように、李雲氏の記述自体はかなり大雑把なものなのであるが、この程度の内容の記述からでも鉄獅子胡同が「張自忠路」に改名された理由を知ることが十分に可能であった。鉄獅子胡同には日中戦争時日本軍の司令部が置かれていたのである。北京が8年に及ぶ日本の支配から脱した記念をその支配の象徴である場所に抵抗の象徴たる「抗日英烈」の名をもって刻印する——鉄獅子胡同の「張自忠路」への改名とは、1946年の時点において、極めて意図的かつ効果的な事業だったのである。

鉄獅子胡同は改名されるべくして「張自忠路」に改名されたのであり、鉄獅子胡同が「張自忠路」という名を呼び寄せたのである。こうして、1946年、北京に非の打ち所のない「記憶の場」が誕生したのだった(写真2)。

『北京街巷胡同漫談』の記述を補ってみよう。『北京名勝古跡辞典』の東城区、「段祺瑞執政府旧址」の項にはかなり詳細な説明がある。いま、本稿にとって必要な部分について摘録してみよう。

清代、鉄獅子胡同には東より順に和親王府、貝勒斐蘇府、和敬公主府の3王府が置かれていた。清末期に至るとそのうち前2府が西洋式に改造され、光緒新政に由来する海軍部、陸軍部として利用された。中華民国が成立すると袁世凱がここに総統府と國務院を置き、また、1924年には北洋軍閥に推され中華民国臨時執政に就任した段祺瑞の執政府となった。段祺瑞失脚後、該所は馮玉祥、宋哲元等によって利用され続けたが、1937年日本陸軍の華北侵略により岡村寧次大将を司令官とする華北駐屯軍総司令部（日本軍編制上の正式名称は北支那方面軍であり、初代司令官は寺内寿一大将——遊佐）および特務機関興亜院の所在地となった。

鉄獅子胡同が日本軍の華北統治上の重要拠点である北支那方面軍司令部および華北統治政策の立案、実施機関である興亜院の華北連絡部の所在地であったという事実は、その後、抗日戦争勃発70周年を記念して近年出版された『北京抗戦遺存』(18)によってもさらに詳細に確認することができることとなった。

#### 4、「趙登禹路」と「佟麟閣路」

1946年の鉄獅子胡同の改名＝「張自忠路」の誕生に以上のような明瞭な理由の存在を指摘できたことは、他方で残る2本の「抗日英烈路」の誕生にも同様の理由を見出せる可能

性を示唆するものとなった。

北溝沿、南溝沿とは、どのような日本の侵略にさらされた街路だったのだろうか。それはどの程度「記憶の場」に相応しいものだったのだろうか。

それを明らかにする手立てとして、「張自忠路」の場合と同じく、個々の街路の履歴に着目してみるという方法が考えられるが、残念ながら、これまで利用してきた諸書によっても、また、劉季人「以抗日愛國將領命名的趙登禹路」(19)、王老誠「趙登禹路与佟麟閣路」(20)のような文章によっても満足できるような情報は得られなかった。

そこで利用したのが『北京抗戦遺存』であった。先にも言及した本書は、北京における日中戦争の記憶を丹念に掘り起こし図文併用形式で記載した労作である。私が知る限り、現在、我が国においてこれほど網羅的に北京占領期の日本の統治機構、施設の所在を扱った資料はない。該書が鉄獅子胡同に置かれた北支那方面軍司令部および興亜院華北連絡部についてより詳しい情報をもたらしてくれたことはすでに述べたとおりである（ただし、本書が載せる「張自忠路」の項目からは鉄獅子胡同——北支那方面軍司令部——張自忠路の関係を探り当てることはできなかった）。該書には、また「1937年8月～1945年8月日軍駐北平部分軍事機構一覧表」という北支那方面軍司令部以外の北京における日本軍の駐屯状況を示したリストが載る。それによって、北溝沿の南端近くに位置する旧順承王府に西村部隊平木隊が駐屯していたことが判ったのである。予想通り、鉄獅子胡同同様、北溝沿にも日本軍の侵略の歴史は厳然として存在していたのである。

しかし、私は、これをもって「趙登禹路」命名に関わる疑問が解消されたと結論付けることはできなかった。躊躇の理由はふたつあった。ひとつは旧順承王府に駐屯した西村部隊平木隊の規模についてで、上記「一覧表」によれば、北京市内には同規模およびそれ以上の規模の部隊が20数箇所へ渡って駐屯しており、「抗日英烈路」の選定に当たって西村部隊の1支隊の存在が考慮された必然性が理解できないというもの。もうひとつは、「趙登禹路」の位置についてで、北京市は、1965年以降「趙登禹路」の旧順承王府エリアを含む復興門内大街へ至る部分を太平橋大街へと改称しており、これではみずからの手で「趙登禹路」の命名意義を否定したことになるというもの。

また、ややマクロな視点をもって諸部隊の配置状況を眺めると、北溝沿周辺にさらに数部隊の存在を確認できるので、このことを北溝沿選択の理由と考えても見た。しかし、そうすると今度は北溝沿以外の命名対象候補街路がかえって増加することになり、ますます「必然性」を見付け出すことが難しくなってしまう。

以上の理由をもって、私は再び疑問解明のための歩みを踏み出したのだが、その歩みはある日劇的にひとつのゴールを迎えることになった。ゴールは、やはり北京の再開発事業に呼応して出版された一連の書物を翻いている時に突然目の前に現われた。

北京市は、2000年、8年後のオリンピック招致決定を受けて、都市建設、都市問題を一元的、包括的に処理、検討する部署として北京市規制委員会を組織した。委員会の業務のひとつに旧城地区における保護地域の選定と調査があり、2年の歳月をかけてその作業を

進めて保護地区の決定と保護計画の策定を完了するとともに、その成果と内容を『北京旧城二十五片歴史文化保護区保護規劃』(21)という大型の出版物として公刊した。この書物によって、北溝沿が「趙登禹路」に改称される「必然性」が明らかになったのである。委員会が保護地区として選定した 25 の地区のなかに「趙登禹路」が通る阜成門内大街地区があり、答えはその地区に関わる地図を眺めている時に見付かった。地図は、実測に基づく現況図に保護対象建造物を彩色して示した体裁のものであるが、その北溝沿＝現「趙登禹路」の程近くに「侵華日軍華北軍区司令部」(22)の文字と位置が記されていたのである。現在の門牌で説明すれば阜成門内大街 303 号～309 号に位置する四合院だという。この司令部は、白塔寺を挟んで北溝沿の西側にあり、決して鉄獅子胡同における北支那方面軍司令部のように街路に直接面した位置にはないのであるが、その存在が北溝沿の「抗日英烈路」化に当たって決定的な判断材料となったことは間違いない。やはり「趙登禹路」も「張自忠路」同様、十分な「必然性」をもって 1946 年に北京に新たな生を享けた街路だったのである。

こうなると南溝沿についても、当然他の 2 本の街路の例から見て「抗日英烈路」に選定される十分な「必然性」が見付かるはずである。この想定のもとに私は新たな探求の旅を開始した。もちろん、これまでの経験を活かしながらのことである。結局、その旅は、「趙登禹路」命名の理由を探し当てた時と似かよった過程を経て終着点にたどり着くことになった。

答えは、急速に消え行く北京 18 区県の 3000 におよぶ胡同についての詳細な資料集として 2007 年に出版された『北京胡同志』(23)を繙くことで見付かった。南溝沿北段の東側を平行して走る参政胡同に王揖唐の居所があったのである。王揖唐とは、北洋軍閥政権そして国民党政権下の北京で要職を務めたのち、日中戦争開始後は王克敏の親日政権、中華民国臨時政府に参加し、南京に汪兆銘政権が樹立されると、華北政務委員会委員長に就任したという経歴を持つ人物である。華北政務委員会は、日本軍支配下の華北地域に軍事、行政に渡る強大な権限を行使することを認められた組織で、王はそのトップの座に就いたのである。その結果、日本軍降服後＝抗日戦争勝利後、王は漢奸として捕らえられ銃殺刑に処せられた(24)。この簡単な履歴からも容易に理解できるように、王揖唐は、日中戦争における対日協力者の大物であり、占領下の北京の支配者であり、日本による北京支配を象徴する「同胞」だったのである。『北京胡同志』によれば、参政胡同という名称は、王が北洋軍閥政権下、参議院議長の職にあったことに由来したものであるという。いまもなお重厚なたたずまいを見せるその旧宅(写真3)と、やはりいまもなお残るその履歴に由来する胡同名。「抗日英烈」の名は、あたかもそれらを調伏するかのごとくその傍らに刻み付けられていたのであった。

片やみずからを支配した侵略者の象徴に対し、片や支配を積極的に受け入れたみずから

の象徴に対し、抵抗の象徴たる「抗日英烈」の名を突き付け、機能させることで、8年間におよびた屈辱の歴史の記憶を際立たせ、また乗り越えてゆく——1946年に北京城内を東西、南北に走るようになった3本の「抗日英烈路」とは、この意味で極めて完璧な「記憶の場」として誕生したのである。

## 5、言語都市 北京

以上、1946年の北京における、ある「記憶の場」の形成の実際を探る旅を続けてきた。このテーマに取り組んでからもうかれこれ5、6年にはなるので、随分長い旅であったといえる。最後に、この旅の「長さ」の意味を取り上げることで、私の旅の記録の締めくくりとしたい。

この旅が当初の予想よりも遥かに長いものとなった理由は、決して私が外国人（日本人）であるために中国人、北京人にとっての「記憶」（それも、日本との関係によって形成された）に分け入ることができなかったからではなく、「記憶」を必要とし、表象化し、また「記憶」を利用し、反復する当事者の側において、その「記憶」を「場」に託した、あるいはその「場」の存在が歴史を「記憶」たらしめた根源的事実がある時点から忘れ去られてしまっていた点にこそ求められる。すなわち、ある街路が「抗日英烈路」に生まれ変わるそもその「必然性」が人々の「記憶」から失われてしまっていたため、それを探し出すために掛かった手間と時間がこの旅の「長さ」となったのだ。

思えば、時間的に極めて近く、また鮮烈な歴史であった日本による支配を「抗日英烈路」という形で表象化して「記憶」に留めようと決意し実行しながら、肝心のその表象を表象たらしめる支配の痕跡の存在が「記憶」から消え去ってしまうとは奇妙な話である。しかし、この一種の違和感、あるいは「抗日英烈路」の誕生を改めて「社会的記憶」、「公共の記憶」、「集合的記憶」の形成という観点から捉えなおすと解消可能となるかもしれない。

「社会的記憶」、「公共の記憶」、「集合的記憶」とは、個人の「記憶」がそうであるように「アイデンティティが固定されたものではなく、不断に変容を遂げることに対応して」「絶え間なくつくり直されていく」ような性質のものであり、またそれは「無数の忘却」を伴うことで成立するようなものであるとされる(25)——もちろん、その「変容」や「忘却」が記憶する側、記憶させる側、そして記憶対象の事物、出来事それぞれ、もしくは相互の事情や力関係によってもたらされるものであることはいままでもない。すなわち、「記憶」とは、絶えずに改訂され、容易に抹消されるからこそ「記憶」になるわけである。

「抗日英烈路」に関するある部分——それもかなり重要な——の「記憶」の抹消に何時、どのような力が働いたのかを解明することは難しいが、記憶する側の高齢化と世代交代、記憶させる側の支配の痕跡に対する姿勢や政治判断（文革期の名称変更、70年代の日中友好ブーム、90年代の愛国主義教育）、記憶対象の物理的転用等が複合的に作用したことだ

けは指摘できるだろう。

とはいえ、現在においても、「抗日英烈路」が「抗日英烈路」であることは一方の歴然たる事実である。「張自忠路」は張自忠の名を持つことによって常に抗日戦争、日本による北京占領とともに語られ、その「記憶」を喚起する。そのありさまは、あたかも、中間項を省略し得たことで記憶させる側の目的がよりスムーズに達成されることになったかのような印象を与える。

このことを記憶させる側の戦略的勝利と見なすことはたやすい。しかし、これこそ先に触れたベンヤミンの都市論の範疇で解釈すべき現象なのではないだろうか。第3節において、私は、ベンヤミンが語った都市と街路名の関係を近森氏の導きを受けつつ以下のように記した。

都市における街路名の存在意義、重要性とは、「名の指ししめす現実的な対象、つまり物理的な街路ではなく、言葉としての名そのものの感覚的な印象、あるいはそれが喚起する視覚的ないし音声的イメージにほかならない」という点にこそ見て取るべきものであって、近代都市を「遊歩」しつつみずからのものにしてゆく人々の立場に立って考える時、街路は名付けられている／名付けられていたことが重要で、物理的な街路自体の存在は副次的な地位に墮してしまうような関係にある。

もちろん、ベンヤミンが考えた街路名の機能とは、概念思考を置き去りにしたところに成立する極めて感覚的な性格のものであり、固有名詞の最たるものである人名を身に纏った「抗日英烈路」名との関連性を語るのには無理があるかもしれない。それでも、いまここで、「抗日英烈路」にベンヤミン流の「街路名の詩学」を読み取る誘惑を私が断ち切れないのは、田中純氏が「地霊」という概念でベンヤミンの街路名論を捉え直す視点を提示<sup>(26)</sup>してくれたことによる。

「地霊」とは、「土地」をひとつのテキストと見なすことを可能にする、「その文化的・歴史的・社会的背景と性格を読み解く鍵」であり、「地名」に代表される「言語的構造」として現われる、とされる。街路に名付けられた張自忠等の名は、それだけで雄弁にその「土地」（もちろん、この場合の「土地」とは、現在においてはなおのこと「北京」として考えるべきであろう）の「歴史」を語り続けている。「地名」となった「抗日英烈」達とは、まさに「地霊」的存在と見なすことができるのである。しかも、「英烈」であることによって、彼等は言葉のより本質的意味において「地霊」となり得たのであった。そして、張自忠等の名が「地霊」的存在と化していたことが確認されたいま、私達はただちに、現存する／しないを問わず北京 3000 有余の街巷胡同の名前が「地霊」と化して目の前に立ち現われることになるのを意識するのである。実際、私がこの長い旅の最中に繙いた数多くの北京掌故モノとは、そうした「地霊」達の舞踏会のために設えられた大小様々のホールなので

あった。私達がこの舞踏会の観客となる時、北京は全き意味において「言語都市」と化して沙漠の上に浮上することになるのである。

注

1. 姚雨供稿『北京市乗車指南』（測絵出版社 1985年 北京）。
2. 嚴肅編『北京市街巷名称録』（群衆出版社 1986年 北京）。
3. 張清常『北京街巷名称史話』（北京語言文化大学出版社 1997年 北京）。
4. 朱毅順「地名変更次数最多的一条路」（『北京晚報』1993年3月2日号「談北京」欄）によれば、その回数は5度に及び、北京で最も名称変更が多い街路であるという。
5. ダニエル・ミロ「街路の命名」（ピエール・ノラ編、谷川稔監訳『記憶の場：フランス国民意識の文化=社会史』〔岩波書店 2003年 東京〕所収）。
6. 孫洪權「張自忠佟麟閣趙登禹三路命名經過」（『北京档案史料』1995年第3期）。
7. 趙庚奇著『民国北平歴史』の出版社、刊行年はともに不明。巻頭に載る著者の「編写説明和簡例」は2004年1月の日付を持つ——以上、家蔵本による。
8. 彭国躍「近代上海の路名と戦争——歴史社会言語学」（『言語』第36巻第4号 2007年）。
9. 《北京市》編纂委員会編『中華人民共和國 地名詞典 北京市』（商務印書館 1991年 北京）。
10. 王彬、徐秀珊主編『北京地名典』（中国文聯出版社 2001年 北京）。
11. 北京市地名弁公室、北京史地民俗学会編『北京地名漫談』（北京出版社 1990年 北京）所収。
12. 注5参照。
13. 近森高明「街路名の理論のために——ベンヤミンにおける言語・記憶・都市——」（同氏『ベンヤミンの迷宮都市——都市のモダニティと陶醉経験』〔世界思想社 2007年 東京〕所収）。
14. 故居の本来の門牌（日本流にいえば番地）は、西椅子胡同15号であったが、現在は、府右街丙27号となっている。本文後述のように張自忠小学の敷地内にあり、府右街から見える場所にある。北京市文物事業管理局編『北京名勝古跡辞典』（北京燕山出版社 1989年 北京）によれば、張自忠は1934年に「故居」を購入し、翌35年から37年まで、つまり盧溝橋事件勃発の年まで居住したという。
15. 1989年8月1日に北京市西城区文物保護單位に指定された。
16. 注14、『北京名勝古跡辞典』。
17. 李雲編著『北京街巷胡同漫談』（北京燕山出版社 1991年 北京）。
18. 中国人民抗日戦争紀念館、中共北京市委党史研究室著『北京抗戦遺存』（中国華僑出版社 2007年 北京）。

19. 中国人民政治協商會議北京市西城区委員会文史資料委員会編『阜景文化街』（中国文史出版社 1999年 北京）所収。
20. 中国人民政治協商會議北京市西城区委員会文史資料委員会編『胡同春秋』（中国文史出版社 2002年 北京）所収。
21. 北京市規劃委員会『北京旧城二十五片歴史文化保護区保護規劃』（北京燕山出版社 2002年 北京）。
22. 現在までのところ最終的な確認は取れていないが、この司令部は北支那方面軍直轄管区部隊のひとつ第 63 師団の司令部を指すと考えられる。なお、この推定は防衛庁防衛研究所戦史室著『戦史叢書 昭和二十年の支那派遣軍（1）—三月まで—』（朝雲新聞社 1971年 東京）の記載に基づく。
23. 段柄仁主編『北京胡同志』（北京出版社 2007年 北京）。
24. 王揖唐の履歴は、中国社会科学院近代史研究所編『民国人物伝』第 12 卷（中華書局 2005年 北京）に基づく。
25. 阿部安成他編『記憶のかたち——コメモレイションの文化史』（柏書房 1999年 東京）序章 コメモレイションの文化史のために。
26. 田中純『都市の詩学 場所の記憶と微候』（東京大学出版会 2007年 東京）第 3 章 青天白日尙亡市。

[付記]小稿は、本プロジェクト研究経費により得られた研究成果として、すでに『中国文史論叢』第 5 号（2009 年 3 月）に発表された同タイトルの論文に微修正を加えたものであることをお断りいたします。

関連地図

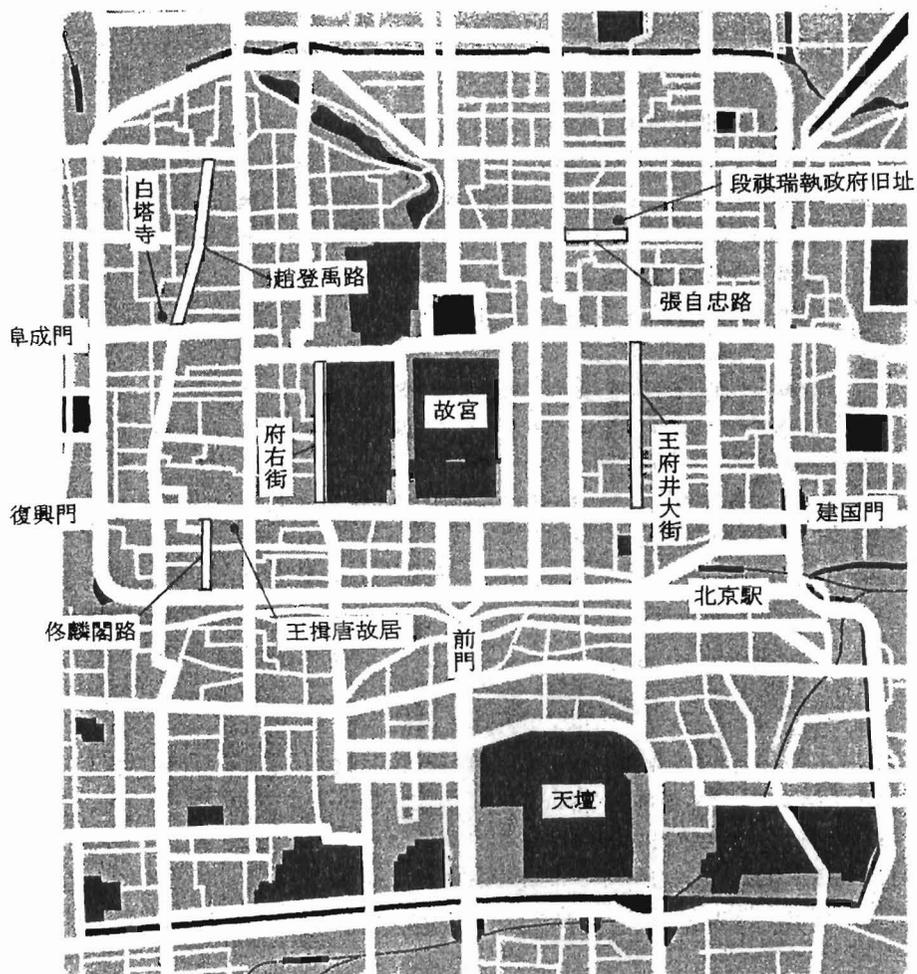


写真1 張自忠路路牌



写真2 段祺瑞執政府旧址



写真3 王揖唐故居

